

学生各位

大麻等（違法薬物）に関する注意喚起

先般より、大学生や高校生が大麻等（違法薬物）を所持するなど大麻取締法違反等により逮捕される事件が相次いで発生し、大学生への大麻汚染が大きな社会問題になっていることは周知のとおりです。

大麻等違法薬物は、「依存性が強く、自身の将来を脅かすだけでなく、家族や友人、社会に著しく悪影響を及ぼす」ため法律で厳しく禁止・規制されています。

その違法行為は重大な犯罪として罰せられるとともに、国家試験に合格しても医師免許を付与されない場合があります。

医療従事者を目指す学生の皆さんは、医学部学生としての本分を常に自覚し、責任ある行動をとることを切に望みます。

平成21年6月22日

医学部長 松山俊文